

三ツ木集会所避難所  
開設・運営マニュアル

令和4年6月

三ツ木地区自主防災会  
美馬市

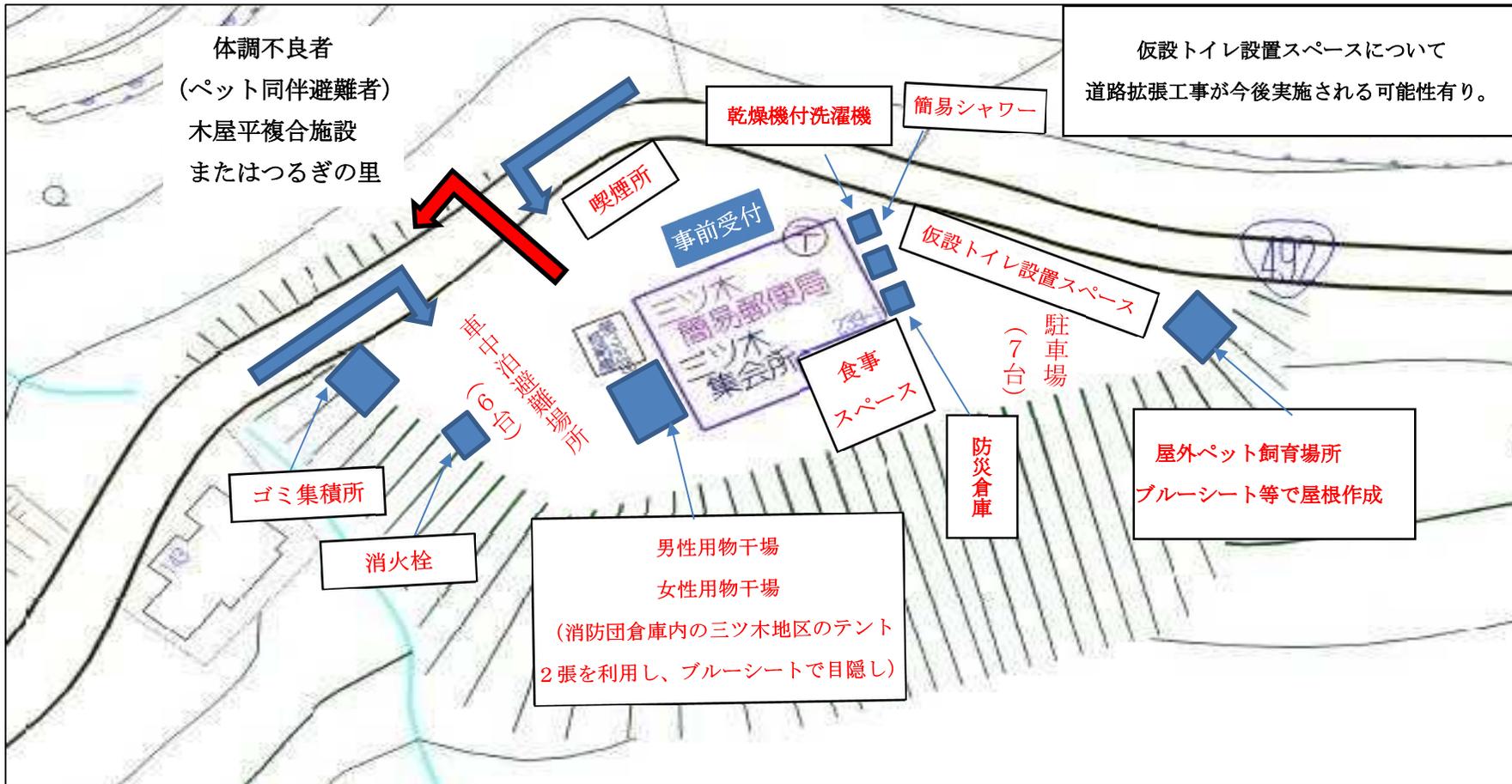
細部訓練内容の反映シート（個別避難所開設・運営マニュアル原本）

避難所の名称	三ツ木集会所					
避難所の住所	美馬市木屋平字三ツ木239-1					
電話番号	0883-68-2605					
適用災害	地震災害	風水害	土砂災害	その他		
	○	○	×			
平素における鍵の管理者						
解錠（避難所の開放）までの所要時間	30分					
運営開始までの所要時間	1時間					
開設前の施設安全点検結果	使用可能		使用不可			
	(理由： )					
避難所運営本部室(ｽﾊﾟｰｽ)	集会室舞台上					
避難所運営本部会議室(ｽﾊﾟｰｽ)	集会室舞台上					
避難者	事前受付		集会所入口			
受付場所	個別受付		和室			
避難所の特性	耐震性能		あり			
	収容可能 人数	感染症対策あり（現状）		14人		
		感染症対策あり（資材整備後）		14人		
	トイレの数		男性用		女性用	障がい者用
			小	大		
			2	洋式1		
	不足する場合の措置					
	対策本部へ要望					
	浴場（浴室）		あり			なし
			(同時 人)			○
			無い場合又は不足する場合の措置			
	対策本部へ要望					
	シャワー室		あり			なし
						○
			無い場合又は不足する場合の措置			
対策本部へ要望						
給食	調理室(調理ｽﾊﾟｰｽ)		調理室			
	食堂(食事ｽﾊﾟｰｽ)		調理室			
保健 健康	健康相談室(ｽﾊﾟｰｽ)		調理室			
	医務室(ｽﾊﾟｰｽ)		調理室			
福祉避難室		木屋平複合施設へ				
通信環境		固定電話	インターネット環境	その他		
		○	×	アマチュア無線		
		通信手段が無い場合の代替手段				
対策本部へ要望						
電算機		パソコン	プリンター	コピー機		
		○	×	×		
		電算機が無い場合の措置				
対策本部へ要望						

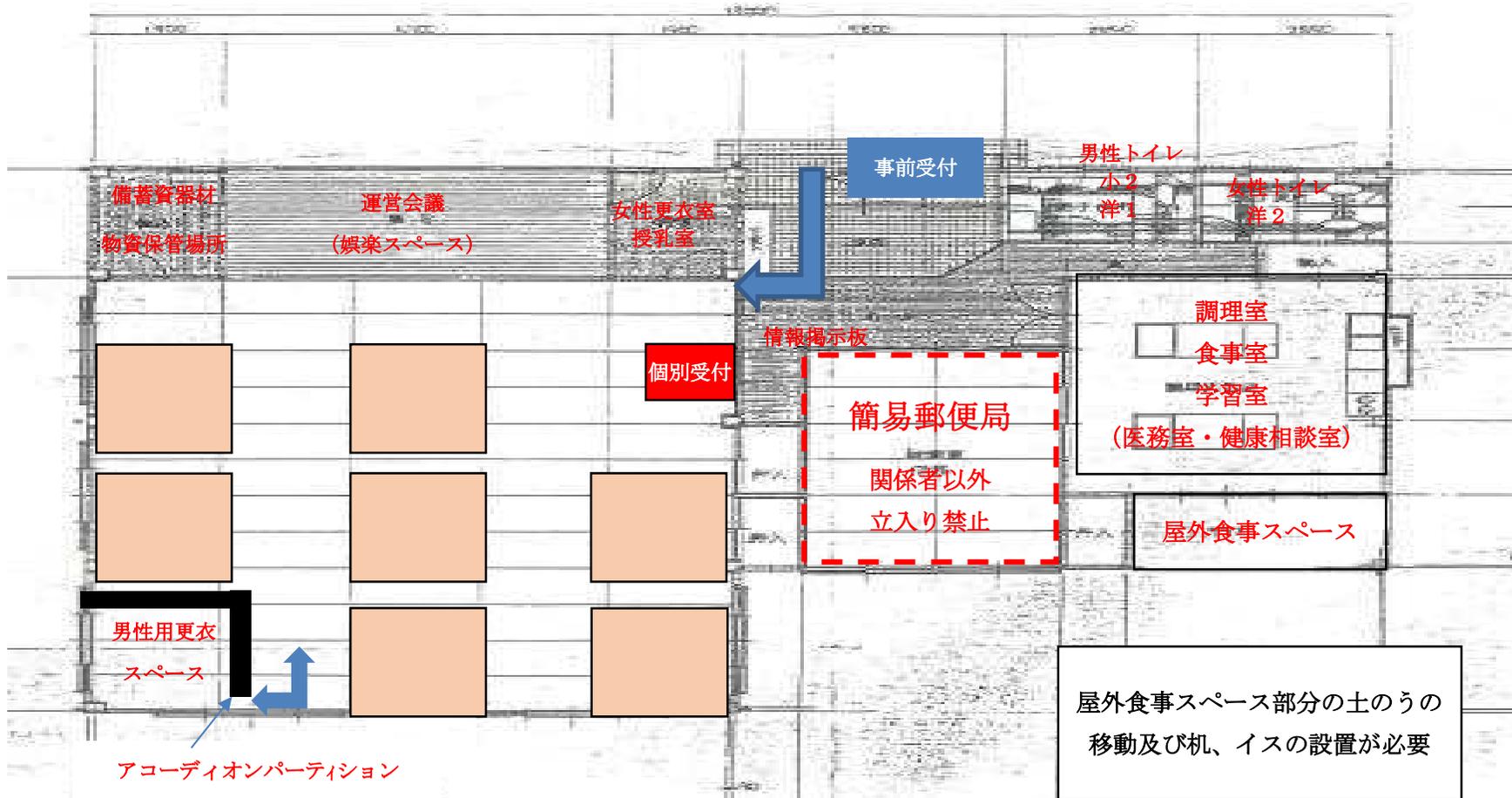
避難所の特性 (つづき)	情報揭示版置 の 位	避難者名簿	簡易郵便局前				
		被害状況	簡易郵便局前				
		連絡事項	簡易郵便局前				
		防 犯	簡易郵便局前				
	支援物資管理	荷下ろし場	集会所入口				
		食 料 庫	調理室				
		食料配給所	調理室				
		物 資 庫	物資保管庫（和室奥）				
		物資配給所	物資保管庫前（和室奥）				
	洗濯機			あ り	なし		
					○		
				無い場合又は不足する場合の措置			
				対策本部へ要望			
	物干場(室)			男性用物干場(室)	女性用物干場（室）		
				消防団車庫横（要ロープ）	舞台控室		
	更衣室			男性用更衣室	女性用更衣室		
				集会スペース	舞台控室		
	授乳室		舞台控室				
	ペット 対応	ペット飼育場(屋外)		敷地内東側（ブルーシート等で屋根必要）			
		ペット同伴避難室		なし（木屋平複合施設等へ）			
塵埃	ゴミ箱(屋内)		玄関内				
	ゴミ集積所(屋外)		駐車場西側				
敷地内駐車可能台数		敷地内東側7台 敷地内西側車中泊車両6台					
学 習 ・ 娯 楽 等	学習スペース		調理室				
	娯楽スペース		集会室舞台上（運営本部会議時間以外）				
	ラジオ		発災後手配				
	テレビ		集会室				
	雑誌等		発災後手配				
	おもちゃ・その他		発災後手配				
入所予定者 の特性	地域（校区）の人口（外国人含む）		135 人				
	性別構成	男 性		67 人（ 49.6% ）			
		女 性		68 人（ 50.4% ）			
	年齢構成	老人(65歳～)		86 人（ 63.7% ）			
		成人(20～64歳)		44 人（ 32.6% ）			
		未成年(15～19歳)		1 人（ 0.7% ）			
		小児(7～14歳)		4 人（ 3.0% ）			
		乳幼児(～6歳)		0 人（ 0.0% ）			
	世帯人数 構成	大所帯		推計値 (2020 国勢調 査)	1 世帯（ 0.7% ）		
		3・4人			9 世帯（ 6.7% ）		
		2人			29 世帯（ 21.5% ）		
		1人			42 世帯（ 31.1% ）		
避難行動要支援者（登録済者のみ）		約 ー 人（ ）					
登録外国人の数等（人口の内数）		ー 人（ ）					
		アジア	欧米	イスラム圏	その他		
		ー	ー	ー	ー		
ペット飼育者の有無		ー 人（家族）					
開設時の施設警備要領							



# 三ツ木集会所 避難所レイアウト (全体)



# 三ツ木集会所 避難所レイアウト (詳細図)



三ツ木集会所 避難所運営本部

役 職 区 分	主 要 業 務	就任に適する人材	班の統合等
本 部 長	避難所運営本部の統括	■	
副 本 部 長	本部長の補佐（①～③班担当）	■	
副 本 部 長	本部長の補佐（④～⑤班担当）	■	
総 務 ボランティア班 （①）	運営本部会議の事務局業務 避難所の運営記録の整備 避難所への問合せ対応 取材への対応 地域や市との調整連携 ボランティアの受入調整 ボランティア活動の管理	■ ■	
避 難 者 管 理 情 報 班 （②）	避難者の把握 避難者名簿の作成・管理 郵便物・宅配物の取次ぎ	■	
	避難者・ラジオ等からの情報収集 避難所内外への情報発信 避難所内の情報掲示板の管理		
食 料 ・ 物 資 班 （③）	食料の調達・受入・管理・配給 生活用水（飲料水含む）の確保 物資の調達・受入・管理・配給 避難所における炊き出しの実施	■	
施 設 管 理 班 （④）	避難所の施設管理 危険箇所の把握・表示等 施設等の応急修理の実施 防犯・防火施策の実施	■	
保 健 ・ 衛 生 要 配 慮 者 支 援 班 （⑤）	医療活動の支援 ゴミ処理 風呂・トイレ等の清掃管理 ペット・介助犬等の対応	■	
	要配慮者の把握・名簿の作成 要配慮者に対する各種支援 要配慮者相談窓口の運営 女性・子供の安全確保		

※ 「班の統合等」欄は、避難所の規模や入所する想定人数等から全ての班を編成することが適切でない場合に、統合すべき班と統合先の班を予め予定するもの

## 三ツ木集会所 避難所の生活ルール

避難所における避難生活では、避難生活の「質の向上・維持（快適な生活・健康的な生活・良好な人間関係）」が非常に重要です。

避難者の皆さんは、避難生活の質の向上・維持のため、避難所運営本部を速やかに組織し、本部各班等における活動等を通じ避難所運営に積極的に参画していただきます。

生活時間							
起	床	時	刻	夏 6時	冬 7時		
消	灯	時	刻	22時00分			
食	事	時	間	朝食：夏7時30分 冬8時00分	昼食：12時00分	夕食：18時30分	
避難所運営会議							
毎日2回、朝9時、夜8時に開催（場所：集会室舞台上）							
避難者名簿への登録							
全ての避難者は、家族単位で「避難者名簿」に登録をお願いします。							
避難所を退所する場合の転出先の連絡							
避難所を退所する際は、避難者管理班に転出先を必ず連絡してください。							
避難者個々に遵守して頂く基本的なルール							
生活ルール	食事等の配付	食事は世帯単位で配付しますので、代表者1名で受領願います。 食事や避難物資は、避難所外避難者にも平等に配付します。					
	清 掃	割り振られた居住区画は、家族単位又は自身で清掃願います。 共有区画は、2回/1日、全員で清掃します。(10時、17時) トイレの清掃は最低3回/1日です。(10時、14時、17時)					
		洗濯機や物干場の長時間占有等の迷惑行為は止めましょう。					
	洗 濯	各自で、分別区分毎に共用ゴミ捨て場に出します。 共同作業ゴミは、その作業を担当した人が処分してください。					
		各自で、分別区分毎に共用ゴミ捨て場に出します。 共同作業ゴミは、その作業を担当した人が処分してください。					
	フライハッチ	居住区画内では他人のプライベートに配慮した行動をとりましょう。					
	喫 煙	避難所施設内は禁煙です。屋外指定喫煙場所で喫煙願います。					
	飲 酒	避難所を利用される方は施設及び敷地内での飲酒は禁止です。					
	携 帯 電 話	室内での通話は禁止です。施設外又は廊下で通話してください。					
	貴重品の管理	貴重品類は、各自が責任をもって管理してください。					
	テレビ・ラジオ	居住区画では個人用テレビ等はヤマトを用いる使用のみ可能です。 個人用テレビの消灯後及び消灯前における使用は禁止です。					
		居住区画での個人用ガスコンロの使用は禁止です。					
	施設の利用	居住区画	居住区画内に、原則として家族単位で割り振ります。				
居住区画動線		居住区画内通路は一方通行としますので、遵守してください。					
面会場所		来訪者との面会場所は、原則として共有区画及び屋外とします。					
立入禁止		立入禁止と表示された部屋等には立ち入らないでください。					

用	靴の取扱い	居住区画は土足厳禁とし靴は各自ビニールに入れ保管願います。
立ち入り禁止区域		次の区域は立入禁止です。
		物資保管庫
		調理室（使用する際は運営本部に要相談）
感染症対策	健康チェック	避難者は、毎朝食前に全員が検温や体調チェックをします。
		検温や体調チェックの結果を、所定簿冊に各自記入願います。
		異常があった人は、速やかに保健・衛生班に報告してください。
	健康管理	体調不良者は、炊き出し時の調理に携わらないよう願います。
		食事の前及びトイレの後は、必ず手洗いをしてください。
		設置する食毒液により手指消毒をこまめに実施してください。
		施設内では、幼児等を除き、マスクの着用をお願いします。
	保健・衛生班の指示により、施設全体を換気をします。	
ペットの取扱い		ペットは一般の居住区画や共有区画には入れません。
		ペット同伴可能な避難室を設けていません。 ペットは同伴避難は屋外飼育場で管理いただくか、他避難所へご移動願います。
		避難所屋外にはペット飼育場を設けています。
		飼い主が責任をもって世話及び飼育場の清掃をお願いします。
		飼育場所を避難者と動線が交わらない屋外等に設けます。
		盲導犬・聴導犬・介助犬は、本人と一緒に生活できます。
部外者対応		マスコミには避難所運営本部（避難者管理班）が一元対応します。
		部外者は避難所施設内には入れません。入口で対応しましょう。
不審者対策		不審者を見た方は避難所運営本部に直ちに報告してください。
		不審行動を確認した時は大声で周りのみんなに知らせましょう。
罰則対応等		避難所生活ルール等を遵守しない者への対応は以下が基準です。
	当初の対応	①当該避難者に未遵守事実を告知
		②遵守すべき事項を指導し理解を獲得
		③遵守状況を確認・記録
	次なる対応	①再度未遵守事実を告知
		②当番とは別に公共場所の清掃実施を指示
		③施設・物品等の利用禁止措置
④別部屋に居住させ他避難者から隔離		
⑤未遵守状態継続時の退去させる旨の通告		
最終手段	①災対本部要員・警察等立会の下に退去命令	
	②退去状況の確認・記録	
相談・通報	○災害対策本部に相談・報告（転出先等）	

※ この「避難所の生活ルール」は、入所受付時に各人（家族毎）に配付して徹底するとともに、避難所掲示板に掲示